

2024 年度 ASEAN 観光コーディネーター設置業務仕様書

1 目的

ASEAN における山形県の認知度向上及び同地域からの観光誘客の拡大を図るため、ASEAN に観光コーディネーターを設置し、ASEAN の旅行業界の訪日旅行動向の情報収集を行うとともに、旅行関係事業者等に対し本県への旅行商品造成のための観光情報提供及び支援、並びに旅行博等における山形県観光の発信・PR等を行う。

2 委託期間

契約締結の日から 2025 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

山形県への旅行促進のための ASEAN の旅行関係事業者等との調整等を行う業務（以下「コーディネート業務」という。）とする。

対象市場は、メインターゲット市場をタイ王国、サブターゲット市場をシンガポール、マレーシアとし（(4)ただし書きを除く）、各市場における訪日インバウンドの情勢を分析したうえで、(1)及び(2)については、実施手法、時期、回数も含め提案すること。

なお、(1)及び(2)のほか、本県の認知度向上や誘客等につながる独自提案も可能とする。

- (1) ASEAN の旅行会社、航空会社に対し、山形県の観光情報（イベント、祭り、食、温泉、自然景観及び歴史・文化施設等の観光素材や宿泊施設、交通、モデルルート等の情報）を発信・PRする。
- (2) ASEAN の旅行会社に対し山形県への旅行商品の造成に向けた企画・提案を行うこと。
- (3) 山形県関係者等が ASEAN を訪問する際に、アポイント、アテンド、通訳、一時オフィスとしての機能を提供すること。
- (4) 航空会社、旅行各社及び新聞・雑誌などから、主に日本東北地方への旅行動向の情報収集・調査・分析を行うこと。ただし、対象市場以外の ASEAN 諸国において、特筆すべき点など把握できた情報については報告すること。

4 業務実施に係る留意事項

- ・ 3 (2) に掲げる「山形県への旅行商品の造成に向けた企画・提案」は、現地におけるセールス活動のほか、現地旅行会社等の県内視察の企画・調整など、旅行商品造成に向け必要な業務を含むものとする。
- ・ 3 (3) に掲げる「山形県関係者」は、山形県職員のほか、委託者が指示する者とする。但し、山形県知事が ASEAN を訪問する場合は本事業の対象外とする。

5 月例報告等

コーディネート業務について、各月ごとに以下の事項に関し報告書を作成し、翌月 15 日までに報告を行うものとする。

なお、9 月分の報告には、上期（4～9 月）の総括及び下期の業務実施方針を付記すること。

- (1) コーディネート業務の実施概要と成果
- (2) 山形県を目的地とする旅行商品造成の動向
- (3) ASEAN の最新の旅事情・トレンド
- (4) 参考となりうる日本国東北地方及び他県の活動状況（旅行商品情報・広告等）

6 業務完了報告書の提出

本件契約に係る業務が完了したときは、業務完了報告書及び次に掲げる事項を記載した実績報告

書を作成のうえ、2025年4月15日まで提出すること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受託者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受託者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を行うために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 委託者は、受託者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 委託者は、受託者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な

措置を求めることができる。